

新たな再審請求へ



次の再審裁判の名称は

「横浜事件『細川論文事件』再審裁判」

戦争政策の真実を見きわめ
歴史の偽造をただすために

◎ 引き続き、ご支援を！

11月が、会員更新の時期になります。郵便振替を同封させていただきました。第1次再審請求から数え、16年目に入りますが、引き続き会員としてご支援くださいますようお願い致します。

■ 〈年会費〉 個人＝2,000円 団体＝5,000円

昨年七月、第二次再審請求に対し最高裁が「棄却」を下してから一年余が過ぎました。これに対し、請求人、弁護団、支援する会事務局は、「このままではすまされない」として、「細川論文」の内容についての鑑定書を「新証拠」に新たな挑戦を決意したことはすでにお知らせしました。

その後、今年五月二三日、請求人・弁護団・支援する会で会議を開き、いったんは今年九月に再審請求を行うことを決めました（会議出席者は、請求人〓齋藤信子、弁護団〓日下部長作団長、大川隆司事務局長、佐藤博史へ日弁連（次頁へ）

横浜事件

再審裁判を 支援する会

No. 42

2001. 10. 15

〔事務局〕

〒101-0064
東京都千代田区
猿樂町1-4-8
松村ビル401
☎03-3291-8066
Fax 03-3291-8066

人権委員会〉、笹隈みさ子〈同〉、支援する会事務局〓橋本進、梅田正己、片岡修、高木宏、金田富恵)。

しかしその後、弁護団の多忙と、また今回の再審請求では、裁判所の形式論理が付け入る隙を防ぐため、いわゆる「細川論文」と呼んできた「世界史の動向と日本」だけでなく、それ以前にも細川嘉六氏が『改造』や『中央公論』に寄稿してきた諸論文(細川氏に対する「治安維持法違反被告事件公訴事実」〓一九四三年9月11日付。東京地裁検事局〓で挙げられている諸論文)についても現物を入力し、検討する必要があることから、九月の再審請求は延期いたしました。

細川氏の昭和一〇年代の執筆論文は、その後事務局で探して、入手しました。ただその分量は「世界史の動向と日本」をはるかに上まわる膨大なものであるため、その検討には相当の時間と労力が必要となります。

波多野・筑波大教授が 新たな鑑定人に

さて「新証拠」として現在予定しているのは、今年新たに執筆していただいた波多野澄雄・筑波大学教授の「鑑定書」および第二次再審に際し提出されたものを補強した今井清一、荒井信一両先生の「鑑定書」です。

小野康人氏らを有罪とした理由は「社会主義の実現が社会主義矛盾解決の唯一の道」で、「日本の国策も唯物史観の示す方向に向かって樹立」されるべきだという「共産主義的啓蒙論文」(細川嘉六「世界史の動向と日本」)を『改造』誌に掲載したから、というものです。

そこで、細川論文が共産主義的啓蒙論文ではなかったことが証明されれば、有罪判決は根拠を失い、崩れ去ります。

三先生の鑑定書は、細川論文を詳細に読みこんだうえで、同論文は日本がアジ

ア諸民族に対し「民族自決」の政策をとるべきことを主張したもので、「共産主義的啓蒙論文」などではなかったことを明確に論証しています。

今回新たに加わってくださった波多野澄雄先生は、現職にいたるまで、外交資料館、防衛研究所戦史室に勤務され、この間、アジア・太平洋戦争時の日本外交を追究されてきました。「太平洋戦争とアジア外交」(東大出版会)という労作があり、戦時下の日本のアジア外交政策研究では第一人者というべき存在です。先生にはすでに鑑定書の第一次稿を仕上げただいております。

新たな名称は「横浜事件」

『細川論文事件』再審裁判

以上の経緯から、今回の再審申し立ては、問題の所在を明示するため、「横浜事件細川論文事件再審裁判」と称するこ

とにいたしました。新証拠として、右鑑定書のほかに、原判決の荒唐無稽振りを論証した論文(事務局・橋本進『世界』九九年一〇月号)等も加えられる予定です。

目下、鑑定書を固めてゆくための作業が進行中です。先に述べた「世界史の動向と日本」以外の細川氏の諸論文の点検です。

検事は昭和一〇年以降の細川氏の諸論文を取り上げ、それらを全て「共産主義の宣伝」ときめつけています。しかし、挙げられている論文のタイトルが不正確であったり、発表月を間違えたりで、一見して、検事等の杜撰さ乱暴さが読み取れ、何が何でも共産主義宣伝に仕立て上げようとする彼らの狂態に、今更ながら憤りを禁じ得ません。

歴史認識を問う問題、 司法改革の問題として

今年の春から夏にかけ、「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書が大きな社会的問題となりました。この教科書では「大東亜戦争」という言葉が復活し、この戦争がアジアの人々の独立をはぐくんだと述べています。その採択運動の狂奔ぶりは「現代版の国体明徴運動」(姜尚中・東大教授)と呼ばれたほどです。もし同教科書がいうように、アジア・太平洋戦争が本当にアジア民族解放のための戦争であったのなら、どうしてアジア民族自決の重要さを正面から論じた細川論文が弾圧され、獄死者まで出る大事件となったのでしょうか。

細川論文を検証していくことは、太平洋戦争における日本のアジア民族政策を問いなおすこととなります。したがって、再審を実現させれば、それは歴史の偽造

を許さぬ作業となり、神がかりの国粹主義、侵略主義を宣伝し、日本とアジアに大惨禍をもたらすに至った国体明徴運動の再現を阻止する運動となるでしょう。

またいま「二一世紀の司法改革」への動きが強まっています。国民の信頼にこたえられる司法への大改革の必要はいうまでもありません。今日、抜本的改革を必須とさせるに至った数々の要因の一つとして、戦後日本の司法制度がドイツのような戦争責任(司法責任)への反省と改革という道をたどらなかったことが指摘されています(裁判官の中から公職追放になった者は一人も出なかった——日本における未決の司法責任)。

横浜事件が当局のフレーム・アップであったことは歴史学界の定説であり、したがって架空事件に対する有罪判決は無効というのが市民常識です。にもかかわらず、平然として原判決は正当とのべる裁判所(第一次、第二次再審)は、いかに

横浜事件再審の実現に向けて

2・9集会（岩波セミナー）

波多野・筑波大教授の講演〈要旨〉



▼昨年（二〇〇〇年）七月の最高裁棄却決定を受け、請求人、弁護士、事務局は荒井信一先生の参加も得て会議、三度再審に挑戦することを決定、新たに波多野澄雄先生（筑波大教授・国際政治学経済学研究科長）にご協力を依頼し、新鑑定書執筆の快諾をいただきました。

波多野先生の作業が開始された段階で本年二月九日、東京・神保町の岩波セミナールームで「横浜事件・再審の実現に向けて」集会を催しました。弁護団のほかに今井清一、荒井信一両先生の参加をいただきました（参加者、四四名）。

集会はまず波多野先生による「太平洋

●前ページから

市民とかけ離れた存在に成り果てているかを示すものです。

横浜事件再審裁判の実現は、あらためて司法の戦争責任・戦後責任を問い、司法を市民のためのものにしていく運動の一翼を担うことにもなるでしょう。

歴史認識の問題、司法改革の問題などすぐれて今日的な課題と取り組むこの歴史的な裁判に、引き続きいっそうのご支援をお願いいたします。

戦争下の日本の民族政策と「細川論文」と題する講演と、質疑応答で進められました。以下、講演要旨を紹介します。

外務省と海軍と陸軍

今日は細川論文の内容そのものには立ち入らず、同論文が書かれるころの諸情勢、政策動向についてお話ししたい。細川論文は共産主義的啓蒙をめざしたもの

太平洋戦争下の日本の民族政策と「細川論文」

横浜事件・再審裁判と交戦13会



●講演中の波多野澄雄・筑波大学教授

ではなく、当時、日本の重要課題であったアジア諸民族の処遇をめぐって提言を行ったものと判断されるからだ。

太平洋戦争開戦前後から本論文執筆の

頃まで、さらには一九四三年ごろまで、

アジア諸民族の処遇をめぐって、政府・

戦争指導部内で大きな議論が行われてい

た。大ざっぱに分けると、占領地の軍政

を撤廃して独立や自治を認めていこうと

いうのが外務省の立場で、これに最も強

く反対したのが海軍であった。

海軍は、インドネシアという、日本に

とって石油など最も必要な資源地域の軍

政を担当していたので、住民の独立や自

治には否定的であった。

そして外務省と海軍の中間にあったの

が、陸軍といえよう。つまり、民族自決

という原則を占領地に適用していくか、

適用しないのならどんなレトリックでそ

れを正当化していくかという議論がせめ

ぎ合っていた。いずれにしても、細川論

文が説くような「民族政策の革新」が重

要課題となる時期だった。

民族自決の世界的潮流

第一次世界大戦までは、民族の独立と

か自治・自立という問題は大国によって

左右されるもので、民族の「権利」とし

て意識されることはなかった。しかし、

第一次大戦の戦後処理にあたり、ウイル

ソン米大統領の一四カ条の提言が大きな

役割を果たし、その重要項目となった民

族自決原則は、その後、国際的に定着し

た。それまでの露骨な植民地主義は通用

しなくなった。

日本やドイツのような後発帝国主義国

家も、占領統治をとる場合、なんらかの

正当な理由づけが必要となってくる。だ

から、満州国を作った時も（三三年）、

日本政府はこれを「満州における自治運

動の結果である」と発表した。北支（中

国北部）でも傀儡政府を作るが、これも

自治運動の結果と発表する。どんな立場

の国であろうと、民族自決という問題に配慮せざるを得ないのが当時の国際環境だった。

四一年八月、ルーズベルト米大統領とチャーチル英首相により「大西洋憲章」が発表されるが、その第三項は民族自決であり、憲章の重要部分は四二年一月の連合国声明に引き継がれた。連合国（英米、仏等）、枢軸国（独、伊、日等）それぞれその内部に葛藤はあったが、民族自決の国際潮流は無視できなかった。

こうした流れに敏感だったのが外務省だ。太平洋戦争開戦前（四一年二月。松岡外相時）、大東亜共栄圏の居住民族は「独立を維持せしめ又は独立をせしむるを原則」とする、「独立の能力なき民族については各々その能力に応じ出来る限りの自治を許容し我に於いてその統治指導の責に任ず」（「対独伊蘇交渉案」第三項）といていた。

政府内部の葛藤

開戦直後の議会演説（四二年一月）で、民族政策について、東条首相演説と東郷外相演説には相違がみられた。四〇年以降、興亜院（三八年末発足）を中心に、占領地行政機構構想が図られてきたが、それは興亜院の拡充案、あるいは統帥部（大本営）の権限拡大案で、軍事を優先させるものであった。これに対し、外務省は「外交二元化」を主張、興亜院などを外相の指揮下におき、軍政早期撤廃の立場をとった。こうした対立・葛藤は大東亜省設置（四二年一月）をめぐるでもあらわれた。

細川論文よりあとになるが、東条内閣の外相は東郷、谷の次に重光葵となり、重光は、ビルマ（四三年八月）、フィリピン（同年一月）の独立、日華基本条約の日華同盟条約への改定（同年一〇月）

など「大東亜新政策」という民族自決を考慮した政策をたどる。こういうアジア諸民族の処遇をめぐる、政府や軍の内部分に对立と葛藤が生じ、そういう情報は外に漏れたり、ある意味では公然となされたこともあった。

細川論文は、こういう状況下において提言を行おうとしたものと考えられ、対アジア民族政策のまさに核心にかかわっていたのである。

《質疑応答》

――横浜事件は、外務省と海軍の争いに細川論文が巻き込まれた結果とはみられないか。

波多野 それは言い過ぎだろう。占領地統治の問題に日本が取り組むようになったのは非常に遅い時機だった。開戦後、アジア各地を占領した段階の四二年二月になって、大東亜建設審議会を作り、い

かなる共栄圏を構想するかという議論をする。細川論文が構想されている頃だ。

(このほか、民族政策の戦前、戦後の違い、台湾・朝鮮政策の問題、尾崎・ゾルゲ事件との関連、当時の北進論・南進論との関連などが議論された)

佐藤弁護士 私たち戦後生まれは、戦前戦時日本は帝国主義だから、帝国主義批判をいうことはすなわち政府批判、民族独立を訴えることも直ちに政府批判と単純にとらえがちだ。裁判官も戦後生まれだから、今日の講演のような、細川論文当時の錯雑した情勢をわからせていくことが必要だ、と思う。

*

大川弁護士 私たちの運動は、罪も無い人を有罪とした間違いを、国家機関として認めよ、という運動だ。それを実現するには、司法の約束ごとをクリアしなければならぬ。一つは事実誤認の証明、もう一つは新証拠。

第二次再審に際し、細川論文を新証拠としたが、提起の仕方として、原判決のさい細川論文を取り調べたのか否かといういわば狭い議論にしてしまった。最高裁の段階になって、佐藤弁護士等の指摘があり、今井、新井両先生の鑑定書そのものを新証拠とする主張を付け加えた。すなわち当時ではなく戦後の今だからこそ正しく判定できる鑑定書を新証拠とする考えに切り換えたが、時すでに遅しであった。

したがって今回は、細川論文についてこれだけ新しい学術研究が出てきた、裁判所はこれを正面から受け止めて、細川論文が共産主義的啓蒙論文だと断定でき

会員の皆さんから

るかどうか調べて欲しい——こういう一番素直なかたちでの再審申し立てをかんがえている。

*

齋藤信子 亡き母(小野貞さん)も晩年に、裁判所は記録がないからといって逃げるけど、細川論文など証拠はちゃんと残っているじゃないかと、いつていました。今回、先生方によって学問的に解明され、新たな取り組みがなされることを有り難く思っています。原告の遺族として、理不尽なことは今後もたたかっていたいと思っておりますので、ご支援をよろしく願います。(文責・事務局)

しようとしています。皆さん、声を出して下さい。カンパします。 酒井 広

▼新たな国家主権の流れが加速しているとき再審請求の重要性を痛感しております。さきやかですがカンパにて支援させて頂きます。ご尽力の程祈念申し上げます。 秋間達男

▼横浜事件は最高裁にとって「頂門の一針」になっているはず。よって闘いつづける

▼会費を含めて雀の涙でごめんなさい。取材のため敗戦前後の史実を調べていますと近頃の世相と考え合わせてうそ寒いものをおぼえます。 辻 真先

▼横浜事件の原告の方が亡くなってきて風化

ことに意味のある裁判闘争だと存じます。辛い持久戦ですが頑張ってください。小平 克

▼二月二日は先約があり出席できませんでしたが、うますたゆまず頑張ってください。活動の程お祈りします。 横浜ベンクラブ 青木兵衛

▼世の中ますます不穏な状況にあります。皆様の頑張りには何時も励まされております。天野あぐり

▼新たな闘い、新世紀になりましたが諦めることなく続けて行きましょう。 佐川隆彦

▼波多野教授の鑑定書に大きな期待を持っています。皆様の健康を切に祈ります。 百瀬雄彦

▼支援する会に入って長い間経ちました。私も七一歳となり体の自由がきかなくなりまして皆さんの頑張りには敬服致します。皆さんの頑張りを私の励みにしています。 岡田富久子

▼昨今の世情は戦前回帰の様相を呈して参りました。日本の将来が危惧されます。 田浦 勉

▼歴史の真実を暴き出す闘いの先頭に立っておられる皆様の姿に頭が下がります。お互い高齢化していく中健康に留意されて頑張ってください。少しですがカンパです。 石坂悦男

▼司法の反動化で大変でしょうが、ご奮闘を祈ります。コロナ社労組大切な運動を根気強く進めて下さって感動しております。老親を抱え貧者の一燈ですがお許し下さい。 関口燈子

カンパをお寄せくださった方々 (敬称略)

- △8月▽田浦勉△9月▽窓友会 平館道子 齋藤信子 石坂悦男 香川良成△10月▽齋藤信子△11月▽辻真先 酒井広 原満三寿 秋間達男 福田詢 山田猛 齋藤信子 及川達男 野々村敏 佐々木陽子 小森修 横浜ベングラブ 清水英夫 高畑健一 河崎光成 △12月▽近藤正巳 梅田正己 石原春男 儀義文 桑原英武 実方義雄 熊谷浩一 天野あぐり 医学書院労組(青木、上館、窪田、高田、辻嶋、宮沢)△1月▽伊藤千里 水上照海 齋藤信子 山内覚 新井挨拶 佐川隆彦 大槻通夫 原田宏 横田礼子 △2月▽岩波労組 野口和夫 前田朗 梅山幸子 山川次郎 匿名△3月▽深代典子 新井康廣 清水雅彦△4月▽横山新 加藤丸子



▼長らく会報の発行が途絶え、申しわけございません。その間の動きは、この号でご報告した通りです。また昨年二月二日には横浜事件のビデオを見る会を事務局で行いました。定期的に悪かったよう出席者は僅かでしたが、齋藤信子さん、小林佳一郎さん(英三郎さんご子息)が出席されて、和やかに一時を

過ごしました。近くまたこのような催しをいたします(同封チラシ参照)。

▼また今年二月九日にはこの号でご報告した集会を開きました。新聞に紹介されたこともあって、会員の方以外の参加者がだいぶいらっしやいました。

▼神奈川の「平和のための戦争展」(六月一日から)実行委員会から、「横浜事件の紹介がないのはおかしいという意見が出た。パネルがあったら貸して欲しい」と連絡がありました。パネルがないので資料を送ったところ「あまりの生々しさに驚きました。手分けをしてパネルを作りました」と今年から横浜事件が紹介されることになりました。

▼一月は会員登録の更新の月になります。郵便振替用紙を同封させていただきました。来期もまた引き続き会員となってくださいませよう、どうぞお願いいたします。(金田)

入会申込・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿楽町1-4-8 松村ビル401
 横浜事件・再審裁判を支援する会
 ☎03-3291-8066 (Fax兼用)
 <年会費> 個人=2000円 団体=5000円
 ●郵便振替 00130-7-150641
 振込用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。
 ●銀行振込 富士銀行九段支店
 普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」